

千葉市下水道使用料納入通知書等への広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市下水道使用料納入通知書等に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行。以下「要綱」という。）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定。以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び掲載期間)

第3条 広告の規格、掲載位置及び掲載期間は、建設局長が別に定める募集要項（以下「要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載紙面の売渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱業者に売り渡すものとする。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告取扱業者は、指名競争入札又は随意契約により選定する。これに関し必要となる事項は要項で決める。

(広告掲載料)

第6条 広告取扱業者は、広告掲載料を建設局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、建設局長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告主の選定及び広告掲載の決定等)

第7条 広告取扱業者は、第5条に基づき広告主を選定するとともに、広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。また、掲載の可否について、市長と協議し、市長の求めに応じ必要な書類等を提出しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について広告取扱業者に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告取扱業者は、広告主が署名・捺印した承諾書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 広告主は市の指定する方法により広告原稿等を作成し、市長が指定した期日までに広告取扱業者を経由して、広告原稿（版下）を市長へ提出するものとする。

3 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告取扱業者の責務)

第9条 広告取扱業者は、掲載する広告内容について要綱第5条及び基準を順守すること。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が、広告印刷物の編集又は発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がない時
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- (4) その他必要と認められた時

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載により損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判所の所管)

第 13 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に建設局長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

(あて先)
千葉県長

(広告取扱事業者)

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

広 告 掲 載 申 込 書

広告掲載希望者	フリガナ住所		
	フリガナ名称(会社名等)		
	フリガナ代表者職氏名		
	フリガナ担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
Eメール			
業 種			
掲載を希望する印刷物の名称			
掲載を希望する面			
広告の内容			
その他		千葉市の広告掲載関連規定を遵守します。	

(広告取扱事業者) 担当者連絡先	所 属 担当者氏名		
	連 絡 先	TEL	
		FAX	
		Eメール	

(様式第2号)

平成 年 月 日
第 号

(広告取扱業者)

様

千葉市長 熊谷 俊人 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申し込みいただきました印刷物()への広告掲載について、掲載することに決定しましたので、次のとおり手続きをお願いします。

1 内容の確認

別紙「承諾書(様式4号)」の内容の広告を掲載いたしますので、内容をご確認ください。内容をご承諾いただけましたら「承諾書(様式4号)」を広告主に渡してください。

広告主の方がその内容で承諾するというのであれば、承諾書に記載いただき、広告取扱業者経由で、担当までご持参(郵送)ください。

※承諾書は、ご持参(郵送)いただく前に必ず「写し」を取っておいてください。

2 広告原稿の作成(広告主に依頼してください)

(1) 承諾書に記載されたサイズ、色数、データ形式にもとづき、広告の版下原稿を作成してください。

(2) 広告原稿の上部には「 **広 告** 」という表示を必ず入れてください。

3 広告原稿の納品

承諾書に記載された期日までに、以下のいずれかの形で広告原稿の版下及び出力見本を担当に提出してください。

(1) データの入ったディスク等を担当に直接納品する。

(2) データの入ったディスク等を担当まで郵送する。

4 その他

(1) 広告内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。

(2) その他広告掲載に関するお問い合わせは、担当までご連絡ください。

担 当
所 属
氏 名
(連絡先) TEL

(様式第3号)

第 号

平成 年 月 日

(広告取扱業者)

様

千葉市長 印

広 告 非 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申し込みいただきました印刷物（ ）への広告掲載について、掲載できないことになりましたので、お知らせします。

1 印刷物の名称

2 掲載できない理由

3 その他

広告掲載に関するお問い合わせは、担当までご連絡ください。

担 当
所 属
氏 名
(連絡先) TEL

(様式第4号)

平成 年 月 日

承 諾 書

(あて先)
千葉市長

(広告主)

所在地

名称

代表者職氏名

印

広告を掲載する印刷物の名称		
広告を掲載する面		
広告原稿納入期限		
広告原稿のサイズ及び色数		
広告原稿のデータ形式		
広告掲載に関する注意事項	①広告主は、広告の内容等、掲載される広告に関する一切の責任を負うものとする。 ②第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。	
備 考		

※承諾書は広告取扱業者経由で提出してください。